

令和6年度第1回
三田市都市計画審議会 議案
(諮問事項)

令和6年5月13日

目 次

第 1 号議案 阪神間都市計画生産緑地地区

（三田-5 生産緑地地区ほか 3 地区）の変更（市決定）について	1
計画書（案）、理由書	2
総括図、位置図、計画図	4
変更箇所図（参考）、変更前後対照表（参考）、生産緑地地区箇所一覧表（参考）	9
生産緑地地区総括表（参考）	14

諮問事項
【第1号議案】

阪神間都市計画生産緑地地区(三田-5生産緑地地区
ほか3地区)の変更(市決定)について

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種 類	面 積
生産緑地地区	約 6.03ha

- 1 都市計画生産緑地地区のうち、次の2地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－ 5 生産緑地地区	約 0.56ha	一部除外
三田－ 20 生産緑地地区	約 0.23ha	一部除外

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区のうち、次の2地区を廃止する。

名 称
広野－ 3 生産緑地地区
広野－ 4 生産緑地地区

理 由

別紙理由書のとおり

理 由 書

本市における生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域農地等の持つ緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境や生活環境の確保等に資する農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境を形成することを目的として平成4年10月に都市計画決定されたものである。

このたび、三田-5生産緑地地区ほか3地区は、平成4年10月に前段の趣旨から都市計画決定されたものであるが、指定から30年が経過または主たる従事者の死亡により、当該地区の一部において生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされたことから、本案のとおり区域を変更または廃止するものである。